

社会福祉法人上富田町社会福祉協議会上富田福祉センター
指定訪問介護（指定相当訪問型サービス）事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会が設置する上富田福祉センター（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護（指定相当訪問型サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業サービスの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（指定相当訪問型サービスにあたっては要支援状態又は事業対象者）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介助、その他生活全般にわたる介助を行うものとする。

指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前7項のほか、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」、「田辺市介

護予防・日常生活支援総合事業における指定相当訪問型サービスの人員等に関する基準を定める要綱」及び関係法令に定める内容遵守し、事業を実施するものとする。

- 8 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会上富田福祉センター
- (2) 所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来753番地の1

(従業者の職種、員数及び職種内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上(常勤兼務の場合あり)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行なうとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 3名以上

- ・訪問介護計画書〔訪問型サービス計画書〕の作成・変更等を行い利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ・居宅介護支援事業者等に対し、事業の提供に当たり把握した利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ・サービス担当者会議への出席により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員 12名以上

介護福祉士：15名以上(兼務を含む)

初任者研修課程修了者：2名以上(兼務を含む)

- ・ただし業務の状況により増員する事ができるものとする。
- ・訪問介護員は、訪問介護計画書〔訪問型サービス計画〕に基づきサービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：年中無休
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記営業日・営業時間のほか、常時連絡が可能な体制を整え電話等により要請があればその都度対応する。
- (4) 台風上陸・及び自然災害の発生の危険性がある場合には、事業の中止や営業または訪問時間の短縮等の措置を取る。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護（排せつ・食事・清拭・入浴・整容・体位変換・移動・移乗外出等、その他必要な身体の介助）
- (2) 家事援助（調理・洗濯・住居掃除・整理整頓・買い物等、その他必要な家事）
- (3) 相談援助

2 利用料

事業を提供した場合の利用料の額は、「上富田町が定める額」とし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ・事業所から片道おおむね3km未満は無料とする。
 - ・事業所から片道おおむね3km以上の場合は、1kmごとに200円を加算する。
- (2) 前項の他、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供した場合その超えた部分に要する費用、及び介護保険対象外のサービスを利用した場合そのサービスに要する費用はその実費を徴収する。
- (3) 事業の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者（利用申込者）又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規定の概要、事業所の訪問介護員等の勤務体制、サービス内容及び費用等について文章（重要事項説明書等）を交付して行い、利用者（利用申込者）の同意を得るものと

する。

- (4) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した事業の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- (5) 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

第8条 通常の事業実施地域は、上富田町の区域とする。

（衛生管理及び感染症対策に関する事項）

第9条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

- 2 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業所において、感染症が発生又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。（概ね6カ月に1回以上及び新規採用時）

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定及び非常災害時の訓練等)

第11条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため災害対策推進員を配置する。また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。(年1回以上及び新規採用時)
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(苦情処理)

第12条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨

を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(ハラスメント対策)

第14条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(人権擁護)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護・虐待防止等に関する研修を実施するものとする。

(虐待または身体拘束防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待または身体拘束の発生やその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待または身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待または身体拘束防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待または身体拘束防止のための研修を実施する。

(原則1回及び新規採用時)

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時より1ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回

2 事業所は、事業に関する記録を整備し、完結した日から5年間保存するものとする。

3 従業者は、利用者又は家族に対し懇切丁寧を旨とし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な助言をし又はよき相談者となる。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人上富

田町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第18条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を和歌山県（西牟婁振興局）・田辺市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(附 則)

この規程は、	平成12年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成12年	7月	6日	から	施行する。
この規程は、	平成13年	11月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成14年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成14年	9月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成15年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成16年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成17年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成18年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成19年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成20年	2月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成20年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成21年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成21年	8月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成21年	10月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成22年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成23年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成24年	6月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成25年	6月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成26年	6月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成27年	6月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成27年	8月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成28年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成29年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成30年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	平成30年	5月	15日	から	施行する。
この規程は、	平成31年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	令和1年	7月	1日	から	施行する。
この規程は、	令和1年	12月	10日	から	施行する。
この規程は、	令和2年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	令和3年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	令和4年	7月	1日	から	施行する。
この規程は、	令和5年	4月	1日	から	施行する。
この規程は、	令和6年	4月	1日	から	施行する。